

ふれあい号貸出事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、身体障害者等の社会参加を促進するために、リフト付きチェアキャブふれあい号（以下「ふれあい号」という）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は公益財団法人川崎市身体障害者協会（以下「協会」という）とする。

(利用者)

第3条 ふれあい号を利用することの出来る者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 市内に在住する障害者。
- (2) その他、協会が特に認めた者。

(利用に係る遵守事項及び利用者負担)

第4条 ふれあい号を利用する者は、次の各号を遵守履行しなくてはならない。

- (1) 道路交通法及びその他関係法令を遵守し、安全運転に努めること。
- (2) 運転者は協会加入の自家用自動車損害保険が適用される21歳以上の者とする。
- (3) 交通事故等による損害が生じた時には利用者の責任において処理し、協会加入の自家用自動車損害保険を適用した場合の免責料金および保険適用外の賠償責任に関する費用については、利用者の負担とする。
- (4) 利用者は前各号の遵守履行を誓約するため、ふれあい号借受時に誓約書（貸出様式3）を協会に提出する。

(利用期間)

第5条 利用期間は原則として1回につき2泊3日までとする。なお、協会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(利用料金)

第6条 ふれあい号の利用料金は無料とする。

(利用申込)

第7条 ふれあい号を利用しようとする者は、「ふれあい号利用申込書」（貸出様式1）を協会に郵送または持参にて提出しなければならない。

- 2 利用申込期間は利用予定日より3か月前の月の初日から7日前までとする。但し、各号に掲げる場合は、随時利用を申し込むことができる。
 - (1) 利用申込期間前に利用申込を受理すべき理由があると協会が認めたとき。
 - (2) 利用申込期間後においても車両が利用可能な状態にあるとき。

(利用者の決定)

第8条 協会は、前条第2項本文及び同項第1号の申込者に対して、利用申込期間終了後直ちに、次の基準により利用者を決定する。

- (1) 利用を希望する日に複数の利用申込がある場合は、抽選により利用者を決定する。
- (2) 前条第2項第2号の申込者に対しては、申込順に利用者を決定する。
- (3) 協会は、利用者を決定後、速やかにふれあい号利用許可書（貸出様式2）を交付するものとし、許可できない場合は、ふれあい号利用不許可通知書（貸出様式4）により、その旨を通知する。
- (4) 協会は、次の各号に該当する者にふれあい号の利用を許可しないものとする。
 - ① 前回までの利用に当たって、利用許可を受けた後、連絡無くキャンセルした者または連絡無く借受日時および返却日時とおりに、ふれあい号を借受、返却しなかった者。
 - ② 協会が、本事業の円滑な運営に阻害すると認めた者。
- (5) 協会は、前各号の規定に係わらず、その用途に公共性が高いと認められる時には、優先的に利用を許可することができる。

(許可の取消)

第9条 協会は、車両の故障等によりふれあい号の利用が困難になった場合、利用許可を取り消すことができる。

2 前項が生じた場合、協会は、利用許可を与えた者に可能な限り速やかに、ふれあい号利用許可取消通知書（貸出様式5）によりその旨を通知する。

3 第1項の規定により利用許可を取り消したことによる損害は、補償しないものとする。

(返却)

第10条 利用者は、燃料（ガソリン）を充満にした状態で、ふれあい号を返却するものとする。

(免責)

第11条 免責は次の通りとする。

(1) 利用承認後やむを得ない事情により利用不可能になり、その結果生じた損害等について協会は一切の責任を負わないものとする。

(台帳等)

第12条 協会は、次の台帳等を整備する。

(1) ふれあい号運行管理台帳（貸出様式6）

(2) ふれあい号利用台帳（貸出様式7）

(付則)

この要綱は平成3年12月1日から施行する。

この要綱は平成14年2月1日から改正施行する。

この要綱は平成25年4月1日から改正施行する。

この要綱は令和5年6月27日から改正施行する。